

諮問日：平成30年12月12日（平成30年度（最情）諮問第68号）

答申日：令和元年6月21日（令和元年度（最情）答申第17号）

件名：簡易裁判所判事に任命された際の給料を決める基準が分かる文書の不開示
判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所書記官又は裁判所事務官から簡易裁判所判事に任用された場合、どのような基準で簡易裁判所判事としての給料を決めることになっているかが分かる文書（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、上記申出に係る文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年11月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた文書（以下「本件対象文書」という。）が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書に記載されている情報は、簡易裁判所判事に任命された際の報酬の決定事務に関与するごく一部の職員にしか知られることのない極めて機密性の高い性質のものであるところ、文書の標題も含め、これを公にすると、この情報を知った者に無用な憶測を生じさせ、職員の適正かつ円滑な職務遂行に

好ましくない影響が及ぶなどして、裁判所の人事事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、全体として法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する。

また、本件対象文書には、簡易裁判所判事に任命された際の報酬の決定に関する情報が記載されており、これを明らかにすると、特定の者の報酬に関する情報が明らかになる可能性があり、この情報は法5条1号に規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年12月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年4月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和元年5月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書には、簡易裁判所判事に任命された際の当該判事に対する報酬に関する情報が記載されていることが認められる。上記情報は人事事務の遂行上、極めて機密性の高い性質のものであり、このような本件対象文書の性質及び内容を踏まえて検討すれば、本件対象文書全体について、これを公にすると、上記情報を知った者に無用な憶測を生じさせ、職員の適正かつ円滑な職務遂行に好ましくない影響が及ぶなど、裁判所の人事事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

また、本件対象文書の内容に照らして検討すれば、これを公にすると、特定の者の報酬に関する具体的な情報が明らかになる可能性があり、法5条1号に規定する個人識別情報と認められる。

したがって、本件対象文書は、全体として法5条1号及び6号ニに規定する

不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり，原判断については，本件対象文書は全体として法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人